

政令第四十二号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項、同条第九項及び第十項（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表百分の十の項の前に次のように加える。

百分の十	神奈川県のうち
二	逗子市
	愛知県のうち
	日進市

附則別表百分の九の項、百分の七の項及び百分の六の項を次のように改める。

百分の九	百分の八
<p>埼玉県のうち</p> <p>狭山市　ふじみ野市</p> <p>千葉県のうち</p> <p>習志野市　八千代市　我孫子市</p> <p>神奈川県のうち</p> <p>津久井郡のうち藤野町及び城山町</p> <p>京都府のうち</p> <p>長岡京市</p>	<p>埼玉県のうち</p> <p>蕨市　新座市　富士見市</p> <p>東京都のうち</p> <p>東大和市</p>

	<p>神奈川県のうち</p> <p>伊勢原市</p> <p>静岡県のうち</p> <p>裾野市</p> <p>大阪府のうち</p> <p>大東市 大阪狭山市</p>
<p>百分の六</p>	<p>静岡県のうち</p> <p>庵原郡のうち由比町</p> <p>奈良県のうち</p> <p>生駒市</p>

附則別表百分の四の項中「百分の四」を「百分の五」に改め、同表百分の三の項中

「長野県のうち

塩尻市」

を

「長野県のうち

塩尻市

静岡県のうち

に改める。

庵原郡のうち富士川町 志太郡のうち大井川町」

別表静岡市の項を次のように改める。

静岡県	
裾野市	百分の十
庵原郡由比町	百分の六
庵原郡富士川町 志太郡大井川町	百分の三

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

理由

公務員給与における地域手当の改定が行われることを踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算を見直す必要があるからである。